

会津若松市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(平成22年3月31日決裁)
(平成23年4月1日一部改正)
(平成24年4月1日一部改正)
(平成26年4月1日一部改正)
(平成27年4月1日一部改正)
(平成28年5月1日一部改正)
(平成31年5月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全についての意識啓発を図る目的で、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、予算の範囲内において住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 次のいずれかの要件を満たす住宅用太陽光発電システムをいう。
 - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
 - イ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること。
- (2) 建売供給事業者等 建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、対象システムの設置工事を完了後、当該建売住宅等を販売する者をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システムの設置に要する経費で、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の費用及びこれらを設置する工事に係る費用とする。

- 2 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kWを単位とし、小数点以下2桁未満を切り捨てたもの。）に1万円を乗じて得た額とし、4万円を上限とする。ただし、その額が補助対象経費を上回る場合には、補助対象経費の額とする。
- 3 前項に定める補助金の額について、この要綱による補助金の交付を既に受けている者が申請する場合にあっては、4万円から既に交付を受けた額を除いた額を上限とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（法人を除く。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有し、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 市内に存する自らの住宅（店舗、事務所等と兼用している場合を含む。）又は住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地（以下「住宅等」という。）に対象システムを設置した者
 - イ 建売供給事業者等から自らの住居として市内に存する対象システム付き住宅を購入した者
 - (2) 申請する年度の4月1日から3月31日までに電力会社と電力供給契約を締結している者
 - (3) 市税を完納している者
- 2 前項の場合において、当該者が単身赴任等の特別な理由により一時的に市内に住所を有しないときは、当該者と生計を一にする者（市内の当該住宅に居住しており、かつ、市内に住所を有している者に限る。）を補助対象者とみなす。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
 - (1) この要綱による補助金の交付を既に上限まで受けている者。
 - (2) この要綱による補助金の交付の対象となった住宅等または建売住宅に居住し、補助金の交付を受けた者と生計を一にする者。
 - (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4月1日以降に電力の受給を開始した後、同日が属する年度の5月1日から3月31日まで（3月31日が本市の休日（会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第40号）第1条に規定する市の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日とする。）に補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収入印紙が貼り付けられた工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 申請者本人の住民票（発行日が申請日より3ヶ月以内のもの。）
- (3) 対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真

- (4) 住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図
- (5) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請者個人が、補助対象経費を支払っていることが確認でき、経費の対象となる項目が分かるもの。）
- (6) 電力会社からの「電力受給契約確認書」の写し
- (7) 対象システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し
- (8) 建物の所有者の承諾書（申請者と対象システムを設置しようとする建物の所有者が異なる場合又は共有の場合に限る。）
- (9) 納税状況等の調査についての承諾書（氏名の記入については申請者による手書きとする。）
- (10) 前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（現地調査等）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受け付けたときは、当該申請に係る補助事業の成果が補助事業の目的及び内容に対し適正であるかどうか調査するため、提出された前条各号に掲げる書類の審査及び現地調査を行うものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第8条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 補助事業者は、対象システムの減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、その対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第10条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、その対象システムを補助金等の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、規則第17条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第12条 補助金の交付に係る手続については、規則第13条に規定する手続を省略するものとする。

（協力の要請）

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて余剰電力量（売電量）及び需要電力量（買電量）のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年5月1日から施行する。